

湘南学園の「総合学習」受講児童・生徒への指導・助言に関する覚書

北里大学（以下「大学」という。）と湘南学園（以下「学園」という。）は、平成28年9月1日に締結した大学と学園との教育交流に関する協定書に基づき、大学による学園の「総合学習」等を受講する児童・生徒への指導・助言についてこの覚書を取り交わすものとする。

（「総合学習」の定義）

第1条 学園は、小中高の教育の発展ならびに将来を担う人材の育成に寄与することを目的として、次の「総合学習」を開講し、大学は、小中高の児童・生徒のうち指導・助言を希望する者に対して講師による指導・助言を行う。

（1）学園小学校における総合学習の内容

小学校中学年（3、4年）および高学年（5、6年）に置かれた学習活動であり、探求心をもって本物に触れることで、問題を解決する力を育成する学習活動である。

（2）学園中高における総合学習としての「学園ESD」の内容

1）中高全体に係る「総合的な学習の時間」を軸としたものであり、協動的学習形式を伴う探求的な学習活動である。

2）「学園ESD」に構成されているテーマについて、自ら学び、協働的作業を経て、まとめる。

3）学術的研究の一端を体験する。

（開講の時期・場所）

第2条 「総合学習」は、小中高全体において通年で行われる。原則として開講される場所は学園を使用する。学習活動は概ね以下のように推移する。

- | | |
|---------------------|-------|
| （1）導入とテーマ決定 | 4月～6月 |
| （2）研究（中間発表・論文作成を含む） | 7月～2月 |
| （3）発表 | 2月 |

（実施方法）

第3条 学園は、大学の指導・助言を希望する児童・生徒の人数およびテーマを6月初旬までに大学へ提示する。

2 大学は、大学の教育・研究等に支障をきたさない範囲で指導・助言が可能なテーマに講師を選定し、これを学園に通知する。

3 具体的な指導・助言の方法・内容については、大学と学園とで協議して決定する。

（有効期間）

第4条 この覚書の有効期間は、平成28年9月1日から始まり平成29年3月31日をもって終わる。

ただし、有効期間の3ヶ月前までに、両者において異議のないときは、この覚書はさらに1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第5条 この覚書の定めがない事項については両者間において協議の上定めるものとする。

この覚書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保有する

平成28年9月1日

北里大学

学長 伊藤智夫



学校法人 湘南学園

学園長 川井陽一

